

埋蔵文化財試掘調査報告 XII

香川県内遺跡発掘調査

平成11年3月

香川県教育委員会

例 言

1. 本書は香川県教育委員会が平成10年度国庫補助事業として実施した香川県内遺跡発掘調査の概要報告書である。
2. 平成10年度の調査対象地は、国道438号建設予定地、国道11号（坂出丸亀バイパス）建設予定地、四国横断自動車道（津田～引田間）建設予定地、県道建設・改良予定地のうち紫雲出山線（須田バイパス）、多度津丸亀線、高松王越坂出線、富田中津田線、小菟前田東線、丸亀間豊浜線、岡田丸亀線、国事業予定地で、国立善通寺病院看護学校等新築予定地、県事業で、サンポート高松整「備事業」予定地、中小河川大東川改修事業予定地、中小河川古川改修事業予定地、坂出高校第2体育館建設事業予定地、さらに、県営農業基盤整備事業のうち、中山間農業基盤整備事業で綾上地区、県営ほ場整備事業で白鳥上地区中戸・原工区である。
3. 調査は香川県教育委員会事務局文化行政課係長 西村尋文 主任技師 塩崎誠司が担当した。
4. 本書の執筆は調査の分担に応じて以下のように行い、全体編集は塩崎が担当した。
第2章(2)2, 第3章(2)2, 4, 5, 第4章(2)3 西村

第1章, 第2章(1)(2)1・3, 第3章(1)(2)1・3・6・7
第4章(1)(2)1・2・4・5, 第5章 塩崎
5. 本書の挿図の一部には建設省国土地理院発行の2万5千分の1地形図を使用した。
6. 調査の実施にあたっては、建設省香川工事事務所、日本道路公団高松工事事務所、国立善通寺病院、香川県土木部道路建設課、河川課、横断道対策総室、香川県長尾土木事務所、香川県板出土木事務所、香川県善通寺土木事務所、香川県観音寺土木事務所、香川県土木部サンポート高松推進局、サンポート高松推進事務所、香川県教育委員会高校教育課、香川県農林水産部土地改良課、香川県大川土地改良事務所、香川県綾歌土地改良事務所、白鳥町・綾上町の各教育委員会、その他地元関係各位及び（財）香川県埋蔵文化財調査センターの協力を得た。

目 次

| | |
|--------------------------------|----|
| 第1章 平成10年度香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯 | 1 |
| 第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査 | |
| (1) はじめに | 6 |
| (2) 調査の概要 | |
| 1 国道438号 | 6 |
| 2 国道11号(坂出丸亀バイパス) | 10 |
| 3 四国横断自動車道(津田～引田間) | 12 |
| 第3章 県道建設予定地内の調査 | |
| (1) はじめに | 16 |
| (2) 調査の概要 | |
| 1 紫雲出山線(須田バイパス) | 15 |
| 2 多度津丸亀線 | 20 |
| 3 高松王越坂出線 | 24 |
| 4 富田中津田線 | 26 |
| 5 小菟前田東線 | 28 |
| 6 丸亀詫間豊浜線 | 30 |
| 7 岡田丸亀線 | 33 |
| 第4章 国・県事業予定地内の調査 | |
| 1 サンポート高松 | 35 |
| 2 大東川改修 | 41 |
| 3 国立普通寺病院 | 43 |
| 4 古川改修 | 47 |
| 5 坂出高校第2体育館 | 50 |
| 第5章 農業基盤整備事業予定地内の調査 | |
| (1) はじめに | 52 |
| (2) 調査の概要 | |
| 1 綾上地区(中山間地域総合整備事業) | 52 |
| 2 白鳥中戸・原地区(ほ場整備) | 55 |

第1章 平成10年度 香川県内遺跡発掘調査事業の実施に至る経緯

香川県教育委員会（以下、「県教委」という）は、国民共有の貴重な文化遺産である埋蔵文化財の適切な保護を図るため、昭和58年度以来、過去13回にわたり国庫補助事業として遺跡詳細分布調査及び遺跡発掘調査を実施してきた。（第2表参照）

昭和61年度から開始した遺跡詳細分布調査は、昭和63年度以降、県道建設事業や県営ほ場整備事業を調査対象に加え、平成5年度以降ではさらにその他の県事業も加えて、国・県主体の開発事業に対応した埋蔵文化財の保護に努めてきた。平成7年度には整備が急がれている四国横断自動車道（津田～引田間）建設予定地内の分布調査を実施し、広域な大型事業にも適切に対処している。さらに平成8年度には県内全域の埋蔵文化財包蔵地を対象として種々の開発事業に対する事前の調整を図ることとして、事業名を「香川県内遺跡発掘調査事業」に変更し継続して分布・試掘調査を中心に事業を遂行している。

平成10年度は従前の調査方法を踏襲し、国道事業、県道事業、国・県事業及び農業基盤整備事業等の予定地を対象として事業を実施した。事業の実施概要としては、昨年度末に国・県等の事業課に将来3年間の事業計画を照会し、5月初旬までに、遺跡地図と照会した結果を第3表のとおり回答している。その後、結果に基づいて関係各課と協議を重ねながら、必要なものについて分布・試掘調査等を実施し、事業実施前に必要な協議資料を得てきたものである。

なお、事業実施機関は、香川県教育委員会事務局文化行政課で、今年度の発掘調査体制は下記第1表のとおりである。

| | | | |
|-------|---------------|------|------|
| 総括 | 香川県教育委員会文化行政課 | 課長 | 小原克己 |
| | | 課長補佐 | 北原和利 |
| | | 副主幹 | 渡部明夫 |
| 総務 | 同 | 係長 | 中村禎伸 |
| | | 主査 | 三宅陽子 |
| | | 主査 | 松村崇史 |
| 埋蔵文化財 | 同 | 係長 | 西村尋文 |
| | | 主任技師 | 塩崎誠司 |

第1表 平成10年度発掘調査体制

| 実施年度 | 調査対象地 | 調査の方法 | 調査の目的 | 報告書の名称 |
|--------|--|----------------------------------|--|--|
| 昭和58年度 | 中濃4市9町 | 分布調査 | 遺跡台帳の整備 | 昭和58年度埋蔵文化財詳細分布調査概要 |
| 昭和61年度 | A 国道32号線南バイパス B 国道11号高松東バイパス C 国道11号坂出・丸亀バイパス D 国道319号高志度バイパス E 四国横断自動車道(高松-善通寺)の各建設予定地 | 分布調査 (A-E) 確認調査 (A・B・D) | 国道バイパス、四国横断自動車道建設予定地内の埋蔵文化財有無の確認 | 国道バイパス及び四国横断自動車道建設予定地内埋蔵文化財詳細分布・試掘調査概要 |
| 昭和62年度 | 国道11号高松東バイパス(高松市林町一六条町)建設予定地内 | 試掘調査 | 高松東バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定 | 国道11号バイパス建設予定地内埋蔵文化財試掘調査報告1 |
| 昭和63年度 | A 国道11号高松東バイパス(高松市東山崎町・前田東町)建設予定地内 B 県道高松長尾大内線(高松市小村町)建設予定地内 C 県営ほ場整備事業予定地内(大川・鴨部・三野東部・豊中・高瀬) | 分布調査 試掘調査 | A 高松東バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定 B・C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 国道11号高松東バイパス建設及び県営ほ場整備に伴う埋蔵文化財試掘調査報告2 |
| 平成元年度 | A 国道11号高松東道路(高松市前田西町の一部)建設予定地内 B 国道32号清濃バイパス(清濃町四条福家地区)建設予定地内 C 県営ほ場整備事業予定地内(高瀬・三野東部・香南・鴨部・大川) | 分布調査 | A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B・C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告3 国道バイパス建設予定地内及び県営ほ場整備事業予定地内の調査 |
| 平成2年度 | A 国道11号高松東道路(高松市前田西町の一部)建設予定地内 B 国道11号高松東道路(三木町一津田町)建設予定地内 C 国道32号清濃バイパス(清濃町羽間・吉野下・五条地区) D 県道山崎御座線建設予定地内 E 県営ほ場整備事業予定地内(高瀬・三野西部・大川・大内) | 分布調査 | A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告4 国道バイパス・県道建設予定地内の調査 |
| 平成3年度 | A 国道11号高松東道路(三木町一津田町)建設予定地内 B 県道高松長尾大内線(三木町一東川町)建設予定地内 C 県営ほ場整備事業予定地内(高瀬・香南・田中・東田中・大川) | 分布調査 | A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B・C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告5 国道バイパス・県道建設予定地内及び県営ほ場整備事業予定地内の調査 |
| 平成4年度 | A 国道11号高松東道路(三木町)建設予定地内 B 国道高松志度線(高松市新田町-高松町)建設予定地内 C 県営ほ場整備事業予定地内(三野西部・三野東部・香南・大川・大内) | 分布調査 | A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B・C 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告6 国道バイパス・県道建設予定地内及び県営ほ場整備事業予定地内の調査 |
| 平成5年度 | A 国道11号高松東道路(志度町)建設予定地内 B 国道438号(坂出市川津町)建設予定地内 C 県道高松志度線(高松市市・志度町)建設予定地内 D 県道宮谷長尾大内線(高松市東山崎町・十川東町・三木町)建設予定地内 E 高松上水事務所建設予定地内 F 県営ほ場整備事業予定地内(大林・香南・田中・大川・大内・白鳥) | 分布調査 | A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告7 国道バイパス・県道建設予定地・高松上水事務所建設予定地及び県営ほ場整備事業予定地内の調査 |
| 平成6年度 | A 国道11号バイパス(高松東道路、坂出・丸亀バイパス)建設予定地内 B 国道438号・国道193号建設予定地内 C 県道(三木分水防線ほか5路線)建設予定地内 D 高松東ファクトリーパーク開発事業予定地内 E 宮川改修予定地内 F 鳥倉農業基盤整備事業予定地内(白鳥・大川・三木北部・東田中・熊合・穀枝) | 分布調査 | A 高松東道路建設予定地内の遺跡範囲の確定 B-E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告8 国道バイパス・県道建設予定地及び県営ほ場整備事業予定地内等の調査 |
| 平成7年度 | A 四国横断自動車道(高松-高松間、津出一引田間)建設予定地内 B 国道11号高松東道路(志度町、津田町)国道438号線建設予定地内 C 県道(高松志度線ほか4路線)建設予定地内 D 高松東ファクトリーパーク開発事業予定地内 E 小規模河川西沙入川改修予定地内 F 高松港地区開発事業 G 県営農業基盤整備事業予定地内(香南・大内・田中・二本北部・三野川西・神南) | 分布調査 | A 四国横断自動車道建設予定地内の埋蔵文化財有無の確認 B 国道バイパス建設予定地内の遺跡範囲の確定 C-G 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告9 国道バイパス等事業予定地内の調査 |
| 平成8年度 | A 国道32号線線歌バイパス建設予定地内 B 国道438号線建設予定地内 C 県道事業(殿野子多津線ほか6路線)予定地内 D 県事業(城山川改修ほか4事業)予定地内 E 県営農業基盤整備事業(大内天神地区ほか7地区)予定地内 | 分布調査 | A-E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告10 香川県内遺跡発掘調査 |
| 平成9年度 | A 国道事業(国道11号線ほか2路線)予定地内 B 県道事業(坂出山崎ほか3路線)予定地内 C 国・県事業(海部公共住宅ほか7事業)予定地内 D 県営農業基盤整備事業等(白鳥成置地区ほか5地区)予定地内 | 分布調査 | A-E 開発予定地内の埋蔵文化財有無等の確認及び遺跡台帳の整備 | 埋蔵文化財試掘調査報告11 香川県内遺跡発掘調査 |

第2表 遺跡詳細分布調査等の概要(各年度)

(回答様式)

| 区 分 | 埋蔵文化財包蔵状況及びその取り扱い要領 |
|-----|---|
| 史 A | 事業予定地は史跡・名勝・天然記念物指定地内に含まれるため、現状変更許可が必要です。ついては、事前にその取り扱いについて当課と協議願います。 |
| A | 事業予定地内に周知の埋蔵文化財包蔵地が所在しているため、事業実施前のできるだけ早い段階で当課と協議願います。 |
| B | 事業予定地は周知の埋蔵文化財包蔵地に隣接しているため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。 |
| C | 事業予定地及びその周辺に周知の埋蔵文化財包蔵地は所在しませんが、事業面積が広大であるため、事前に当課が当該地の分布調査を実施しますので御協力ください。 |
| D | 工事実施中に出土品の出土等により、新たに遺跡と認められるものを発見した場合には、文化財保護法第57条の6第1項の規定による遺跡発見の通知を事業地の市町教育委員会に提出するとともに、その取り扱いについて、当課と協議願います。 |

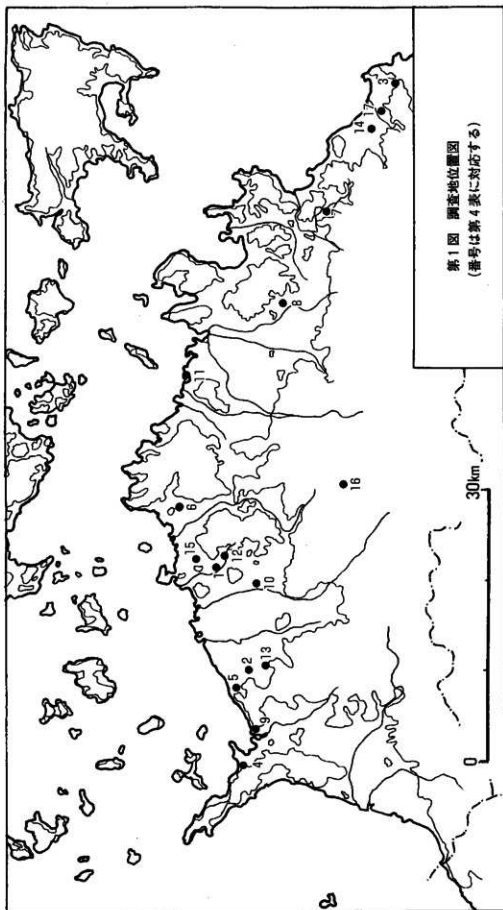
(遺跡地図との照合結果)

| 事業区分 | 史 A | A | B | C | D | 合計 |
|------------|-----|----|----|----|-----|-----|
| 国事業関連 | 1 | 29 | 8 | 9 | 28 | 75 |
| 県道事業関連 | 3 | 15 | 22 | 30 | 119 | 189 |
| その他県事業関連 | 4 | 12 | 31 | 36 | 232 | 315 |
| 農業基盤整備事業関連 | 0 | 10 | 7 | 18 | 99 | 134 |
| 合計事業数 | 8 | 66 | 68 | 93 | 478 | 713 |

第3表 平成10年度対象事業の取り扱い結果一覧

| 事業区分 | 事業名 | 番号 | 所在地 | 調査期間 | 面積 (㎡) | 種別 | 時代 | 内容 |
|---------------|------------------|----|-----------|---------------------------------|-----------|----------------------------|-------|-----------------------|
| A. 国道事業 | 国道436号 | 1 | 坂出市川津町 | 分布調査 5月22日 | 120 | 川津六区築造跡 | 弥生 | 約1,000㎡記録保存予定 |
| | 国道11号(坂出丸亀バイパス) | 2 | 多度津町～善通寺市 | - | 150 | - | - | 事前の保護措置不要 |
| | 四国横断自動車道(津田～引田間) | 3 | 引田町 | 9月29日 | 120 | 天王谷遺跡 | 中世～近世 | 約2,300㎡記録保存予定 |
| | 紫雲出山線(須田バイパス) | 4 | 純明町 | 4月30日 8月13日 | 250 | 中尾瀬遺跡 本村中遺跡 須田・中尾瀬遺跡 | 縄文～中世 | 約5,000㎡記録保存予定 |
| | 多度津丸亀線 | 5 | 多度津町 | 5月13日 | 200 | 中東遺跡 | 古墳～中世 | 約900㎡記録保存予定 |
| | 高松王墓出土線 | 6 | 坂出市高麗町 | 8月31日 | 30 | - | - | 事前の保護措置不要 |
| | 高田中津田線 | 7 | 大川町 | - | 40 | - | - | 事前の保護措置不要 |
| | 小瀬前田線 | 8 | 三本町 | 7月13日 | 60 | - | - | 事前の保護措置不要 |
| | 丸亀純明善通線 | 9 | 三軒町 | 9月30日 10月1～2日 | 180 | 西久保谷遺跡 | 弥生～中世 | 約2,400㎡記録保存予定 |
| | 岡田丸亀線 | 10 | 坂山町 | 9月17日 | 100 | - | - | 調査協議が必要 |
| C. 国・県事業 | サンポート高松 | 11 | 高松市西の丸町 | 7月30～31日 8月3, 5日 9月21～22日 | 400 | 高松城跡 | 近世 | 約11,000㎡記録保存予定 |
| | 中小河川大要川改修 | 12 | 坂山町 | - | 100 | - | - | 事前の保護措置不要 |
| | 国立普通病院施設建設 | 13 | 善通寺市仙遊町 | 7月24日 10月8日 | 80 | 日練兵場遺跡 | 弥生～中世 | 約300㎡記録保存予定及 び工事立会 |
| | 中小河川古川改修 | 14 | 大内町 | - | 150 | 小僧遺跡 | 弥生～中世 | 約1,600㎡記録保存予定 |
| D. 農業基盤整備事業調査 | 坂出高校第2体育館 | 15 | 坂出市文京町 | - | 70 | 生部遺跡 | 古墳 | 調査調査により保護措置完了 |
| | 中山間総合整備緑上地区 | 16 | 綾上町 | 9月17日 | 150 | 出崎遺跡 | 中世 | 慎重工事 |
| | 県営ほろぎ野白鳥中戸・原地区 | 17 | 白鳥町 | 11月2日 12月10日 | 150 | 中戸遺跡 | 古代～中世 | 工事立会 |

第4表 香川県内遺跡発掘調査総括表



第2章 国道バイパス等建設予定地内の調査

(1) はじめに

国道バイパス等建設に伴う埋蔵文化財の保護については、これまで県教委と建設省香川工事事務所及び県土木部道路建設課との間で適宜協議を行い、その適切な保護に努めてきた。中讃地域の主要幹線道路として、整備が進む国道11号（坂出丸亀バイパス）については建設省と随時調整が進められ、昨年度に引続き、多度津町内区間で試掘調査を実施している。また、一般国道改良事業では県道路建設課との協議に基づき国道438号で昨年度に引続いて試掘調査を実施したほか、大規模な発掘調査が進む四国横断自動車道（津田～引田間）でも、大川郡引田町小海において未確認の遺跡の所在が明らかになったことから、日本道路公団高松工事事務所と協議を行い急速試掘調査を実施している。

(2) 調査の概要

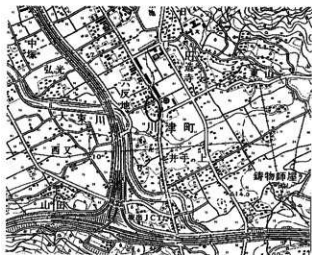
1 438号

(経緯と位置)

調査対象地は坂出市川津町に位置する。同路線と埋蔵文化財の保護については、近辺の四国横断自動車道建設に伴い大規模に調査された成果に基づき、事業主体である県坂出土木事務所と随時協議を行い、適切な措置を図ってきた。これまで発見された遺跡では「川津川西遺跡」「川津井手の上遺跡」「川津六反地遺跡」等がある。今回の調査地は、昨年度試掘調査を実施した南北両側に位置し、その成果から「川津六反地Ⅱ遺跡（仮称）」が発見された範囲の南側一帯である。また、調査対象地南端部は県道富熊宇多津線建設に伴い調査が実施された「川津六反地遺跡」に隣接する。坂出土木事務所からこの範囲の用地買収が進展した旨連絡を受けた県教委では早速に分布調査を実施し、近隣の遺跡検出状況から考えて、事前の試掘調査が必要と判断したものである。

(調査結果とまとめ)

調査は、第3図のとおり8個所にトレンチを設定して実施している。各トレンチの概要は第5表のとおりである。まず、1トレンチの調査の結果、12～13世紀を中心とする南北方向の溝を多数検出した。概ね現在の条里地割と同方向のもので、うち1条には多量の土器片が包含されていた。また、弥生後期と推定される遺構も僅かに検出されており、西に接する「川津六反地遺跡」とほぼ同様の遺跡内容と判断できる。以上の結果から、同遺跡が1トレンチ周辺の事業対象地内一帯に広がることは確実と考えられた。一方、2～7トレンチについては、各所で薄層な遺構・遺物が検出されたものの、「川津六反地遺跡」の縁辺部と想定されるうえに、事業地内の住宅撤



第2図 調査位置図（「丸亀」）

去に伴う攪乱が著しく、遺構の広がり及び遺跡の状況を把握するのは極めて困難であると判断された。ただ、3トレンチでは現438号と平行する大溝と推定される肩部を一部検出している。攪乱による影響が大きい、免れた一部での残存状態は良好で検出範囲での残存深60cmを測り、大半は現道下に潜り込むことが想定される。現存する坪界線と現道がほぼ一致することから、坪境に伴う大溝である可能性が高く、出土遺物から中世まで機能したものと推定される。8トレンチについては、遺構は検出されなかったものの、弥生土器片を僅かに含む包含層が安定した状態で検出され、北側に接する「川津六反地Ⅱ遺跡(仮称)」とのつながりを強く感じさせるものである。また、同トレンチ付近は現存条里地割からみると坪界の交差点に位置し、今回用地の制約等によりトレンチが設定できなかったものの、条里に関連する遺構が検出される可能性が高い範囲である。以上のことも加味すると8トレンチを設定した範囲は「川津六反地Ⅱ遺跡(仮称)」が広がるものと判断できる。ただ、遺跡名については、聞き取り調査を実施したものの「六反地(ろくたんち)」よりも詳細な範囲を示す通称地名の存在が確認されなかったこと及び南側に位置する「川津六反地遺跡」と遺跡の時期及び性格に大差はみられないことから今後、仮称とした範囲も「川津六反地遺跡(かわつろくたんちいせき)」として事前の保護措置が必要と判断される。なお、今回の調査において、用地買収後の建物等の現存施設移転に伴う埋蔵文化財への影響について考えさせられるところがあった。現状で遺跡として地図に掲載されていない範囲については、撤去に伴う掘削への規制は困難で、撤去が進まないと調査に入れないというジレンマが付きまとうが、事業課と県教委との地道な調整の中で解決できる部分も多く、今後に残された課題であろう。

第3図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)

- ⋯事前の保護措置の必要範囲
- 川津六反地Ⅱ遺跡(仮称)



| 番号 | 規模 | 遺構 | 遺物 | 特記事項 |
|----|----------|--------------|----------------|--|
| 1 | 1.2×18.6 | 溝 4条 土坑 1 | 弥生土器片 中世土器片 | 遺構面は現地表下約30～35cm程度の比較的浅い個所で検出される。弥生後期と12～13世紀の2時期の遺構が同一面に所在する。 |
| 2 | 1.2×10.3 | 溝状遺構 | なし | 現地表下約70cm程度で浅い溝状の落ちを検出したが、出土遺物はなく時期は不明。 |
| 3 | 1.2×7.4 | 溝 1条 | 中世土器片 少量 | 攪乱を免れた一部で条理地割に沿う溝を検出。中世土器が僅かに出土するが、大半は攪乱を被り、概要は不明。 |
| 4 | 1.2×5.4 | なし | 中世土器片 1点 | 3トレンチと同様の堆積。遺物は攪乱土層から出土。 |
| 5 | 1.2×5.6 | 柱穴跡 2 | 中世土器片 | 現地表下約80cmで小規模なピットを検出したが、周辺の状況及び埋土の状況から近世後半のものと推定される。 |
| 6 | 1.2×12.5 | なし | なし | 現地表下約80cmで地山層（黄褐色シルト）に至る。 |
| 7 | 1.2×14.0 | 土坑 2 | 近世土器片 | 検出された遺構は中世期と推定される堆積層上から掘り込まれており、大甕の破片から江戸時代後半期と推定される。 |
| 8 | 1.2×10.5 | なし | 弥生土器片 | 現地表下約90cmに弥生期の遺物包含層が所在し、明確な遺構は検出されなかったものの、坪界にも隣接することから北側の川津六反地Ⅱ（仮称）遺跡との関連が考えられる。 |

第5表 各トレンチの概要



写真1 1トレンチ遺構検出状況

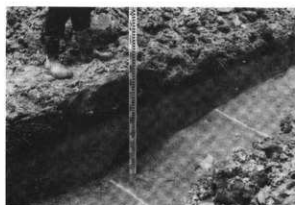


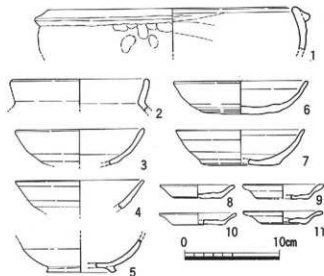
写真2 1トレンチ溝断面



写真3 6トレンチ全景



写真4 8トレンチ全景



第4図 出土遺物実測図

1～2…3トレンチの溝内出土

6～11…1トレンチの溝内出土



第5図 国道438号線 調査実績図

2 国道11号（坂出・丸亀バイパス）

（位置と経緯）

国道11号（坂出丸亀バイパス）道路改良事業に伴う今年度の試掘対象地は、平成9年度に試掘調査を実施した多度津町葛原地区から普通寺市稲木町の国道11号に取付くまでの区間で、延長は約400mを測る。なお、対象区の東端では昨年度の試掘調査で確認した「小塚遺跡」が隣接する。そのため、今回の調査では同遺跡の南辺の範囲確認も調査の目的の一つとなった。

（調査結果及びまとめ）

当該地周辺は条里型地割りを明瞭に残す地域である。そのため、試掘調査では条里型地割りに伴う遺構抽出を目的として、条里方向を主体にした6本のトレンチ（3～8トレンチ）を設定した。また、東端の小塚遺跡南辺部隣接地では、同遺跡の拡がりを確認するため2本のトレンチ（1・2トレンチ）を設定したが、未退去家屋の関係で必ずしも理想的なトレンチ設定には至らなかった。

1・2トレンチは昨年度の試掘調査で確認した小塚遺跡の南辺部に隣接する。1・2トレンチからは概ね南北方向に延びる自然河川の東肩部と、東端からは小塚遺跡が所在する微高地を確認した。自然河川は最深部で約2mを測り、下層の黒色粘土層中から土師質土器が微量出土した。なお、微高地には中～近世以降と考えられるピット1基を確認した。3～8トレンチは、5トレンチで時期不祥の小規模な溝を検出した他は、土器の細片を微量検出しただけで、遺構は検出できなかった。5トレンチの溝はトレンチ北半部で検出し、幅0.3m、深さ0.1mを測り、ほぼ南北方向に延びる、無遺物の溝である。以上の試掘結果より、今回の試掘対象地は文化財保護法に基づく保護措置は不要と考える。



第6図 調査位置図（「丸亀・普通寺」）

| 番号 | 規模(m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|----|--------|--------------|--------|---|
| 1 | 10×1.5 | ピット1基・自然河川1条 | 土師器片微量 | 地表下約0.5mで遺構面、中・近世以降のピット、河川下層より土師器片微量。 |
| 2 | 10×1.5 | 自然河川1条 | 土師器片微量 | 地表下約0.5mで河川東肩部、最深部では約2.0mを測る。下層より土師器片微量。 |
| 3 | 16×1.5 | なし | なし | 地表下0.3mで淡灰黄色シルト層の地山面。東西2カ所に深堀トレンチを設定。遺構・遺物なし。 |
| 4 | 3×1.5 | なし | なし | 地表下0.3mで淡灰黄色シルト層の地山面。遺構・遺物なし。 |
| 5 | 24×1.5 | 溝1条 | 土師器片微量 | 地表下0.4mで淡灰黄色シルト層の地山面。トレンチ北端部で、幅0.3m、深さ0.1mの小規模な溝を検出。出土遺物なし。 |
| 6 | 24×1.5 | なし | なし | 地表下0.3mで淡灰黄色シルト層の地山面。遺構・遺物なし。 |
| 7 | 5×1.5 | なし | なし | 地表下0.3mで淡灰黄色シルト層の地山面。深堀トレンチを設定。遺構・遺物なし。 |
| 8 | 15×1.5 | なし | なし | 地表下0.3mで淡灰黄色シルト層の地山面。深堀トレンチを設定。遺構・遺物なし。 |

第6表 各トレンチの概要



写真5 1トレンチ全景



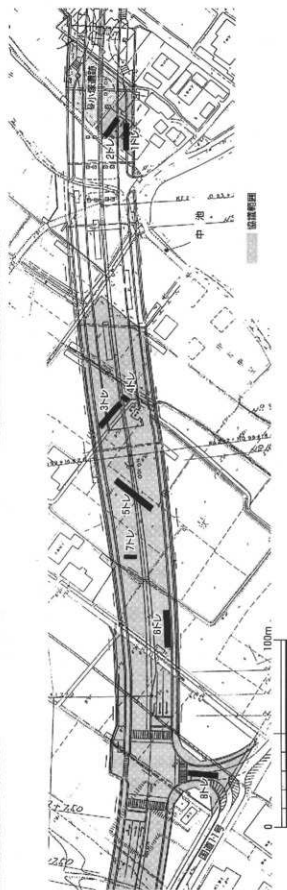
写真6 1トレンチ自然河川土層断面



写真7 5トレンチ全景



写真8 8トレンチ全景



第7図 トレンチ配置図

3 四国横断自動車道（津田～引田間）

（経緯と位置）

同事業と埋蔵文化財の保護については、大規模プロジェクトであることから、平成7年度に県教委で分布調査を実施し、遺跡の所在する可能性のある範囲を把握するとともに、事業課である日本道路公団高松工事事務所（以下「公団」という）と協議を重ね、遺跡の有無の確認調査から予備調査という形で（静岡県埋蔵文化財調査センターに委託し、円滑な調整を図ってきたところである。

今回の調査については、大川郡引田町大字小海字天王谷の事業予定地内において、平成7年度の分布調査時に予備調査対象から外れた範囲で、遺物の発見報告があったことから、再度分布調査を実施している。その結果、現地の状況及び遺物の散布状況から、遺跡が所在する可能性が確認されたことから、公団と協議を行い、工事工程に支障のない範囲で事前の試掘調査を実施することで合意に達した。

なお、今回の調査については緊急性を要する調査であることから県教委で実施することとなった。

（調査の結果及びまとめ）

調査対象地は、後期古墳として著名な「川北古墳」が所在する尾根によって画くされるさらに北側の狭い谷地形内に位置し、分布調査時には狭い谷地形内全体が湿地状態で一面に葦系の植物が生い茂り、全体の状況の把握が困難ながらも、遺跡の所在する可能性は低いと判断した地域である。

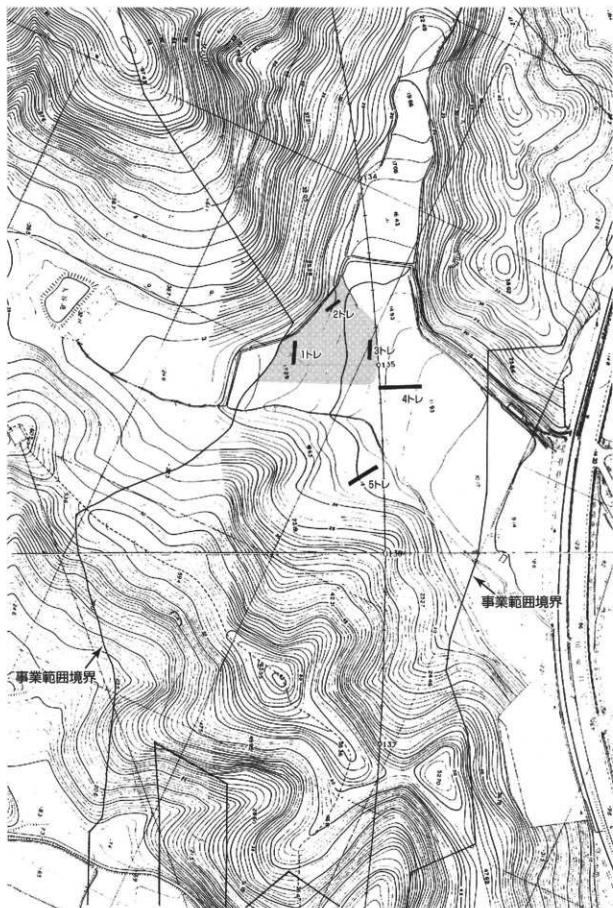
今回、遺物が出土した旨の連絡を受けた段階では、事業範囲一面の伐採が終了し、地表面の観察を行うことが可能な状況であった。分布調査の結果、この谷地形内を微視的にみると北と西に向かって伸びるさらに狭い谷地形の合流地点付近を望む形でわずかに丘陵裾部微高地がみられることが判明した。遺物はこの微高地を中心に出土していることから、試掘調査は第9図のとおり5本のトレンチを設定して調査を実施した。各トレンチの概要は第7表のとおりである。調査の結果、分布調査時に想定したとおり、微高地を中心とした範囲（1～3トレンチ）で中世末～近世に至る遺構・遺物を検出して、小規模な集落が所在したことが判明した。ただ、この遺跡は地形的にみるとこの微高地が当時から両側の谷地形（旧流路）、前面の旧流路合流部（低湿地）、背後の山塊と、四方を完全に隔離されていたことは確実で、その立地形態は「離村」「散村」という中世～近世期の村落形態からも逸脱したある種の特殊性を感じさせる。

背後の山塊裾部には神社が所在していたという言い伝えがあり、現在も丘陵裾部をカットした僅かな平坦地が残ることから、この神社と密接な関連性をもって機能した集落なのかも知れない。

以上の調査所見から第9図に示した範囲は、この谷の呼称から「天王谷遺跡（てんのうたにいせき）」として文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要と判断された。



第8図 調査位置図（「引田」）



第9図 トレンチ配置図 (S=1/2,000)

天王谷遺跡範囲

| 番号 | 規模(m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|----|----------|---------------|----------------------|--|
| 1 | 1.2×21.5 | 溝1条土坑状遺構 | 中世土器細片 | 遺構面は現地表下約60cmに所在する。出土遺物及び遺構埋土の状況から中世後半の所産と推定される。 |
| 2 | 1.2×12.5 | 土坑状遺構 | 中世土器片 近世土器片 瓦片 | 現地表下80cm程度に中世後半～近世に至る土器片が出土している。近世後半の瓦片の出土が多いことから、小規模な屋敷が所在していた可能性が高い。 |
| 3 | 1.2×18.5 | 柱穴跡4 溝状遺構1 | 中世土器片 中世瓦片 | 現地表下70cm下から中世土器片を含む遺物包含層が堆積し、直下に遺構が所在する。15世紀頃の所産であろう。 |
| 4 | 1.2×19.5 | なし | 土器細片 少量 | 現地表下約1mで地山層（黄褐色砂礫層）に達する。遺物は流れ込みによるもの。 |
| 5 | 1.2×12.8 | なし | なし | 現地表下80cmで地山層に達する。攪乱による影響が激しい。 |

第7表 各トレンチの概要



写真9 調査地近景



写真10 作業風景(3トレンチ)



写真11 3トレンチ遺構検出状況



写真12 4トレンチ全景

第3章 県道建設予定地内の調査

(1) はじめに

県教委では昭和63年度から、県道バイパス建設予定地を中心に分布・試掘調査を国庫補助事業で随時実施してきた。しかしながら、近年の飛躍的な事業量の増加に伴い大規模な現道拡幅工事が埋蔵文化財に与える影響が大きくなったため、平成7年度から拡幅工事を含めた改良工事等も調査対象地を含め調査を実施している。今年度、各土木事務所と協議・調整を行い分布・試掘調査を実施したのは、バイパス事業5路線、現道拡幅改良事業2路線の計7路線である。

(2) 調査の概要

2 紫雲出山線（須田バイパス）

（経緯と位置）

調査対象地は三豊郡詫間町大字詫間字須田・中尾瀬・本村中に位置する。当事業と埋蔵文化財の保護についての調整については平成7年度から事業主体である観音寺土木事務所と用地買収の進捗に伴い適宜、協議を行いながら適切な保護措置を実施している。その結果、昨年度実施した試掘調査では弥生時代～中世に至る遺跡を発見している。（須田・中尾瀬遺跡）今年度は、須田・中尾瀬遺跡に隣接する部分及び平成8年度に試掘調査を実施した範囲の東側一帯で用地買収が進んだため、改めて分布調査を実施している。その結果、昨年度試掘調査を実施した路線内の状況と同様に中世土器片が多量に散布していることから事前の試掘調査を実施し、遺跡の有無確認調査をおこなうことで観音寺土木事務所と合意に達した。



第10図 調査位置図（「仁尾」）

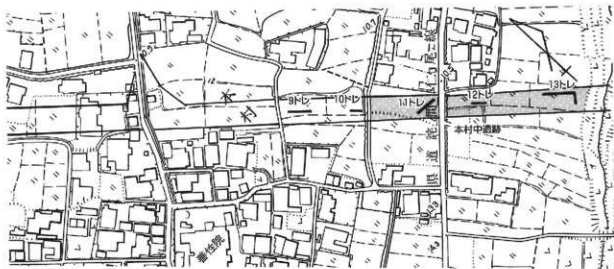
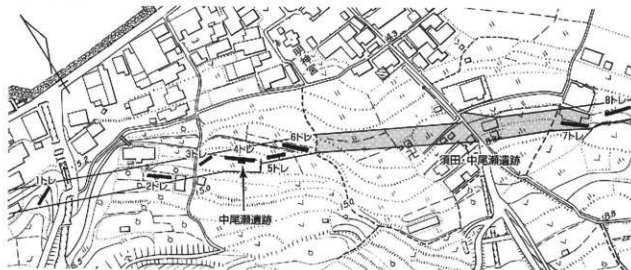
（調査の結果及びまとめ）

調査は用地買収の状況及び重機進入路確保の関係から2回に分けて実施している。須田・中尾瀬遺跡に隣接した範囲は荘内半島の基部に位置する博智山塊から派生する尾根の斜面地で比較的急傾斜であるが、現状では開墾が進み帯状の段々田畑を呈している。第11図のとおりトレンチを設定し、各トレンチの概要は第8表のとおりである。調査の結果、1トレンチは巨石が露出し、古墳の所在が想定されたやせ尾根頂上部に設定したものの、遺構・遺物は全く検出されなかった。また、斜面部に設定した2～6トレンチでは、4トレンチで概要に示したとおりの土坑状遺構を検出し、比較的少量の弥生土器片が出土している。当初竪穴住居等の遺構と想定していたが、あまりにも小規模であること及び遺構内部に柱穴跡等の遺構が検出されなかったことから廃棄土坑である可能性が高い。出土遺物は第12図のとおりで概ね終末期の様相を呈する。ただ、この遺構は残存深も浅く現地地形からみて大規模な削平を被っていることは確実に、周辺のトレンチでわずかに検出された遺構もその在り方は極めて散在的である。したがって、当該範囲においては削平を免れた遺構が僅かに検出される可能性は否定できないもの、乗落跡として遺跡の広がりを確認することはできなかった。ただ、須田・中尾瀬遺跡で検出された弥生期の遺構と関連して考え

ると、土器片が多量に出土した土坑については、比較的急な傾斜地でありながらも当該期の生活域に含まれる可能性を示唆する好資料である。以上の結果から確実に時期把握が可能な土坑単体を「中尾瀬遺跡（なかおぜいせき）」として今回の調査によって保護措置は完了したものと判断する。また、7～8トレンチの結果から、須田・中尾瀬遺跡についてはその範囲がほぼ確定し、緩斜面部を中心に広範囲に遺跡が形成されていたことが判明した。

一方、9～13トレンチを設定した範囲では、11～13トレンチを中心に遺構・遺物を検出している。出土遺物は僅かで時期比定の困難なものが多いが概ね中世・縄文晩期の2時期の遺構面を検出している。特に下層の縄文晩期については、検出した遺構・遺物は僅かであるが詫間町内で当該期の遺跡はほとんど知られておらず、当該期の遺跡立地及び環境を考える上でも貴重な資料と判断された。中世の遺構については、11～13トレンチの状況を見る限り、ある程度の削平を考慮しながらも、やはり小規模な集落を形成していたことが想定される。以上の結果から第11図に示す範囲については、今後「本村中遺跡（ほんむらなかいせき）」と称して、文化財保護法に基づく適切な保護措置が必要と判断された。

なお、今回の調査結果を含めてこれまでの標記事業に伴う埋蔵文化財の取り扱いには第13図のとおりである。



第11図 トレンチ配置図 (s=1/2,500 詫間町都市計画図を使用)

| 番号 | 規模(m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|----|-----------------------|--------------------|-------------------------|---|
| 1 | 1.0×8.5 | なし | なし | やせ尾根上に巨石が露出する地点で、古墳の所在が予想されたがそれを裏付ける遺構・遺物は全く検出されなかった。 |
| 2 | 1.2×12.5 | 落込み | 中世土器片 少量 | 現地地表下約50cmに削平を免れて一部で薄い包含層(暗褐色砂粒土層)を検出している。 |
| 3 | 1.1×5.5 | なし | なし | 現地地表下約80cmで地山層に至るが、上層で遺物包含層は検出されない。 |
| 4 | 1.1×11.5 (拡張部3×4m) | 土坑1 | 弥生土器 | 現地地表下約40cmで長径2.3m×短径1.3m、深さ5～9cmの土坑状遺構を検出。多量の弥生土器片(終末期)が出土しているが、残存深及び現地形の状況から大きな削平を被っているものと推定される。 |
| 5 | 1.3×12.5 | なし | 土器細片 | 床土層で僅かに近世以降の土器片が出土するものの遺構等は確認されない。 |
| 6 | 1.2×13.5 | なし | 土器細片 | 5トレンチに同じ。 |
| 7 | 1.2×14.8 | 柱穴跡6 土坑1 溝1条 | 土器細片 | 遺構面は現地地表下約30cmと浅く出土遺物から時期の確定は困難であるが中世末～近世の所産であろう。 |
| 8 | 0.9×11.3 | なし | 土器細片 少量 | 表土下で薄い希薄な遺物包含層を挟んで地山層に至る。 |
| 9 | 1.0×11.2 | なし | 土器細片 少量 | 現地地表下40cm以下は厚い砂層の堆積で、摩滅の著しい細片が数点出土している。 |
| 10 | 1.0×6.8 | なし | 土器細片 少量 | 3トレンチに同じ。 |
| 11 | 1.0×12.8 | 柱穴跡5 土坑1 | 土器細片 | 出土遺物が細片で、時期決定が困難ながら、中世期の遺構であろう。遺構面は床土層直下。 |
| 12 | 1.0×14.2 | なし | 中世土器片 縄文土器片 | 明確な遺構は検出されなかったものの、両側の調査結果から考えて遺跡が広がると判断できる。 |
| 13 | 1.0×10.5 1.0×7.0 | 柱穴跡1 土坑2 溝1 | 中世土器片 縄文土器片 弥生土器片 | 中世と縄文晩期の2時期の遺構面を検出している。遺構面の間には薄い弥生期の包含層が所在する。 |

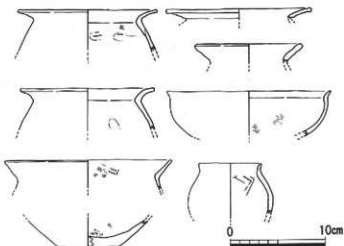
第8表 各トレンチの概要



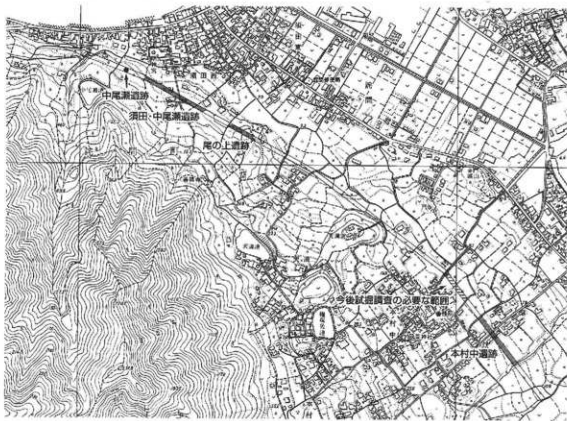
写真13 4トレンチ土坑検出状況(中尾瀬遺跡)



写真14 4トレンチ土坑完掘状況(中尾瀬遺跡)



第12図 4トレンチ土坑出土遺物実測図(中尾瀬遺跡)



第13図 県道紫雲出山線(須田バイパス)建設に伴う保護措置の状況(S=1/10,000)



写真15 1トレンチ全景



写真16 調査風景(2トレンチ)



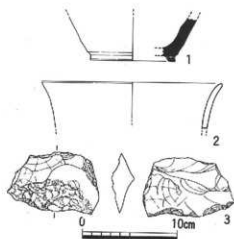
写真17 6トレンチ全景



写真18 7トレンチ遺構検出状況



写真19 11トレンチ遺構検出状況



第14図 出土遺物実測図
 1…12トレンチ上層遺構面出土
 2,3…13トレンチ下層遺構面出土
 (3はS=1/2)



写真20 13トレンチ遺構検出状況(手前:下層遺構面、奥:上層遺構面)

2 多度津丸電線

(位置と経緯)

県道多度津丸電線建設予定地の内、多度津町奥白方片山から山階阿庄までの延長約400mの区間を、平成10年5月と10月の2次期に分けて試掘調査を実施した。

当該地は弘田川左岸に位置し、東端部には弘田川の支流である二反地川が所在する。県道予定地周辺には盛土古墳、中東古墳、寺前古墳等の諸古墳が展開し、多度津町内でも有数の遺跡密集地域である。なお、県道予定地の西端部は盛土古墳の北端部に隣接し、用地内に中東古墳が所在する。

(調査結果及びまとめ)

南北の町道を境にして当該地の西半部の延長280m区間が5月に実施した1次調査の対象地である。対象地の西端部では用地内に中東古墳、また、盛土古墳の北縁部が隣接する。用地の主軸線上には里道・水路が配されている。その里道・水路を境にして南が高く北が低い段丘状の地形を呈している。比高差は南北で約1mを測る。また、西端部には南北方向に埋没自然河川が展開している事が地形上からも読み取れる。西から東に向けて11本のトレンチを設定した。1トレンチは中東古墳の周溝検出を目的として設定した。トレンチ西部からは土師質の円筒輪軸片を含む遺物包含層、西半部で中世以降の自然河川の西肩部を検出した。2～3トレンチでは1トレンチから続く地表下1.0mを測る自然河川及び河川上面では時期不祥の小規模な溝1及びピットを少数検出した。3トレンチ以东のトレンチのうち遺構が確認できたのは4・8トレンチである。4・8トレンチでは、時期不祥で残りの悪い溝状遺構が4条確認できたが、これら以外の遺構が存在する可能性は低いものと判断できる。また、5トレンチ以东では、段丘の上面から下面に堆積する形で、弥生土器を含む希薄な遺物包含層が部分的に残っているだけで、遺構は検出できなかった。

以上の試掘結果より、1～3トレンチ周辺は文化財保護法に基づく保護措置が必要と考えられ「中東遺跡」と名付けたい。しかし、4トレンチ以东は今回試掘調査をもって保護措置は終了したものとし、保護措置は不要と考える。なお、5トレンチ以东の包含層中からの弥生土器の出土状況を考慮すれば、対象地より南側の段丘上に弥生時代の集落が展開する可能性が高い。

1次調査の東端部より東へ延長約140mの二反地川までの区間が、10月に実施した2次調査の対象地である。西端部より12～15トレンチまでの4本のトレンチを設定した。12トレンチ東端部からは弥生時代後期の小規模な2条の溝、西半部からは幅2～3m、深さ0.5mの小規模な流路を検出。13トレンチからは14トレンチの河川と関連する自然河川を検出したが、遺構・遺物は検出できなかった。14トレンチ西半部からは、南北方向に延びる平安時代頃の自然河川の東肩部を検出した。15トレンチからは遺構・遺物は検出できなかった。

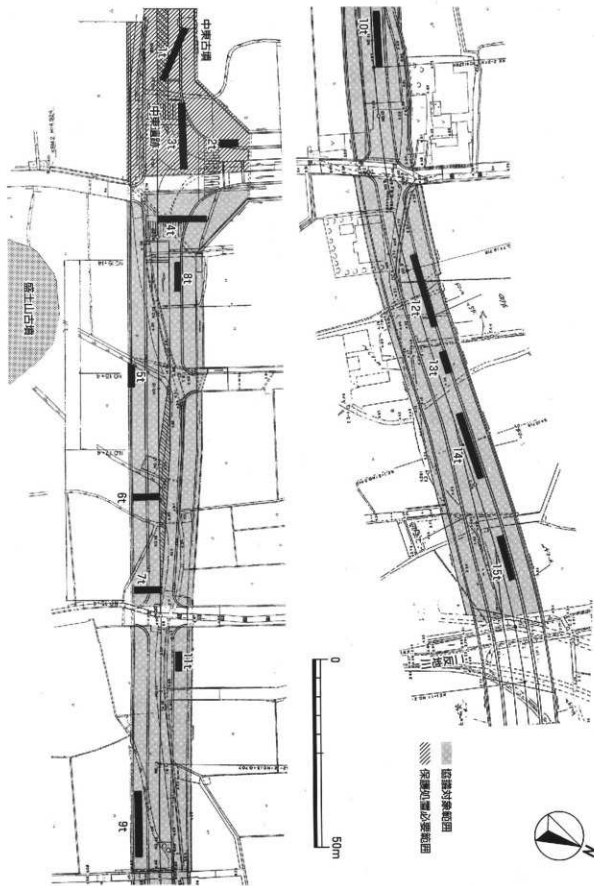
以上の試掘結果では13トレンチ以东からは遺構は確認できず、少量の遺物を含む自然河川を検出しただけである。そのため同区間は文化財保護法に基づく保護措置は不要と考える。また、1トレンチの東端部からは小規模な溝状遺構を検出したが、隣接するトレンチの状況から考慮すれば、これらの溝状遺構以外の遺構が検出できる可能性は低い。そのため、今回調査により保護措置は終了したものとする。



第15図 調査位置図(「仁尾」)

| 番号 | 規模 (m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|----|-----------|----------------|-------------------|---|
| 1 | 15×1.5 | 包含層・溝 自然河川 | 円筒埴輪 土師器片 | トレンチ西部で円筒埴輪片を含む包含層。東部に自然河川、河川上面は遺構面、小溝を検出。 |
| 2 | 5×1.5 | 自然河川 | なし | 1・3トレンチと同じ自然河川を検出。最深部は地表下から1.0mを測る。 |
| 3 | 15×1.5 | 溝・ピット・ 自然河川 | 土師器片 | 1.2トレンチと同じ自然河川を検出。河川中より中世土器片出土。河川上面では溝・ピットが希薄に分布。 |
| 4 | 10×1.5 | 溝 | 土師器片 | 地表下0.7mで黄色粘土の地山面、地山面上には残りの悪い溝状遺構2条、溝からの遺物なし。 |
| 5 | 5.5×1.5 | なし | なし | 地山面は西に向けて傾斜、西端部は地表下0.6mで地山、東端部は地表下0.4mで地山。 |
| 6 | 4×1.5 | 包含層 | 弥生土器片 | 地表下0.6mで地山。地山面は北に向けて緩やかに傾斜、地山面上には希薄な遺物包含層。 |
| 7 | 8×1.5 | 包含層 | 弥生土器片 サヌカイト片 | 地山面は北に向けて急角度で傾斜。地山面は南端部で0.3m、北端部で1.5mで地山。地山面上には希薄な包含層。 |
| 8 | 6×1.5 | 溝 | 土師器片 | 地表下0.4mで黄色粘土の地山面、地山面上には残りの悪い溝状遺構1条、溝からの遺物なし。 |
| 9 | 13×1.5 | なし | なし | 地表下0.5mで黄色粘土の地山面、遺構・遺物なし。 |
| 10 | 12×1.5 | 自然河川 | 弥生土器片 サヌカイト片 | トレンチ西端部で幅約10m、深さ約1.5mの南北方向の自然河川を検出、河川下層より希薄な遺物包含層を検出。 |
| 11 | 4×1.5 | 自然河川 | なし | 自然河川を検出。地表下0.9mで細砂層、細砂層上面で自然木検出。 |
| 12 | 10×1.5 | 溝 自然河川 | 弥生土器少量 | 地表下約0.3mで遺構面、遺構面上の東端部には弥生後期の溝2条、西半部には幅約2m、深さ約0.5mの自然河川2条検出。 |
| 13 | 6×1.5 | 自然河川 | なし | 地表下約0.5mで自然河川の上面。埋土は細砂、規模不明。 |
| 14 | 15×1.5 | 自然河川 | 土師器・須 恵器 少量 | 地表下0.7mで砂礫層の地山面。トレンチ西半部で自然河川の東肩部、河川の最深部は地表下1.5mを測る。 |
| 15 | 10×1.5 | なし | なし | 地表下0.3mで砂礫の地山面。 |

第9表 各トレンチの概要



第16図 トレンチ配置図



写真21 盛土山古墳全景



写真22 中東古墳全景



写真23 1トレンチ全景

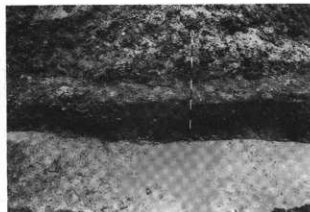


写真24 1トレンチ土層断面(包含層)



写真25 3トレンチピット、溝



写真26 3トレンチ自然河川



写真27 5トレンチ土層断面



写真28 12トレンチ全景

3 高松王越坂出線

(経緯と位置)

調査対象地は坂出市高屋町の雄山古墳群が所在する尾根上に位置し、これまでの同路線建設に伴う調査成果から7基の後期古墳が検出されている。今年度については、事業主体である坂出土木事務所から古墳群に隣接する未買収地の買収が終了した旨の連絡を受け、分布調査を実施した結果、対象地内に古墳状のマウンドが認められたため、昨年度に引き続き試掘調査を実施したものである。なお、調査は丘陵上という立地的制約から、人力による掘削を行い遺構・遺物の検出に努めた。

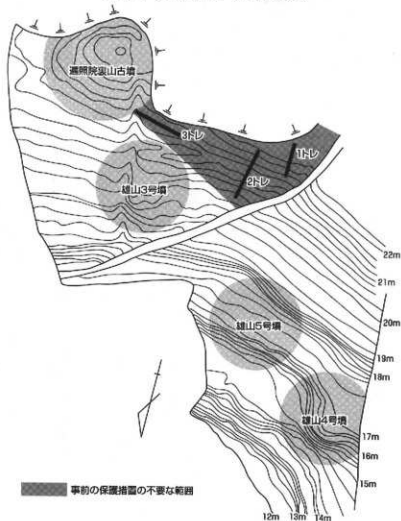


第17図 調査位置図（「白峰山」）

(調査の結果及びまとめ)

調査は第18図のとおり3箇所設定して実施した。各トレンチの概要は第10表のとおりである。全てのトレンチの表土層中から古墳群に関連する遺物及び調整痕の残るサヌカイト片が僅かに出土したものの、地山直上面においては明確な遺構を検出することはできなかった。また、事業対象地からは外れるものの、尾根延長上には隣接して中世城館跡である「高屋城跡」が所在することから対象地内に郭等の痕跡が残されているかどうかの、現地表面観察も実施したがその可能性を指摘しうる資料は得られなかった。

以上の結果から、今回の調査対象地全域について、文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断された。



第18図 トレンチ配置図 (S=1/400)

| 番号 | 規模 | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|----|----------|----|------------------------|---|
| 1 | 0.8×6.8 | なし | 土器細片 サヌカイト片 | 現地表下約35cm程下まで茶灰色の表土層、以下地山層に至る。遺物は表土層から若干出土している。 |
| 2 | 0.8×8.5 | なし | 陶磁器片 埴輪細片 サヌカイト片 | 2トレンチと同様の堆積状況。埴輪片は、表土層中からの出土で混入遺物である。 |
| 3 | 0.8×11.3 | なし | 須恵器片 陶磁器片 骨片 | 遺物は全て表土層からの出土。現地表下約30cmで赤褐色に変色した層が一部で認められるが、明確な遺構は認められない。 |

第10表 各トレンチの概要



写真29 調査地近景



写真30 1トレンチ全景



写真31 発掘作業風景（2トレンチ）



写真32 2トレンチ全景

4 富田中津田線

(位置と経緯)

今年度の県道富田中津田線道路改良事業に伴う試掘対象地は、大川町に所在する史跡富田茶臼山古墳と同古墳の東方に所在する南北丘陵に挟まれた、南北方向に延びる幅広い開折谷の東肩部に位置する。

今年度の工事は丘陵裾部に位置する既存の町道を拡幅する、延長約390mを測る工事である。延長のわりには工事範囲は狭く、調査も極限られた個所の試掘調査になった。なお、当該地は平成6～7年度に圃場整備事業が実施された地域である。そのため調査当初より旧地形の改変が予想されていた地域であったが、地形改変を免れた個所を目指し3本のトレンチを設定した。

(調査結果及びまとめ)

1 トレンチは丘陵裾部の限界までトレンチを入れ、遺構面の確認に努めたが、圃場整備の埋戻し土が厚く堆積し、地表下約2.0mで黄褐色粘土の地山面を確認したが、遺構・遺物共に確認できなかった。また、2 トレンチも同様な結果であった。3 トレンチは地表下0.6mで遺構面相当層を確認したが、明確な遺構は検出できなかった。ただし、トレンチ北半部の県道高松長尾大内線隣接地点からは、床土中から土師器の細片が少量出土している。以上の調査結果より対象地は、文化財保護法に基づく保護措置は不要と考えられるが、3 トレンチ周辺は、未確認の遺跡が存在する可能性があるため、今後の工事計画には注意を要する。



第19図 調査位置図(「志度」)

| 番号 | 規模(m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|----|--------|----|--------|---------------------------------------|
| 1 | 12×1.5 | なし | なし | 地表下2.0mまで圃場整備による埋戻し土、2.0m下で黄褐色粘土の地山面。 |
| 2 | 10×1.5 | なし | なし | 地表下約2.0mまで圃場整備による埋戻し土、湧水が激しく地山未検出。 |
| 3 | 20×1.5 | なし | 土師器片少量 | 表下0.6mで地山面、トレンチ北端部の床土中より土師器の細片出土。 |

第11表 トレンチ概要



写真33 対象地全景(南より)



写真34 対象地全景(北より)



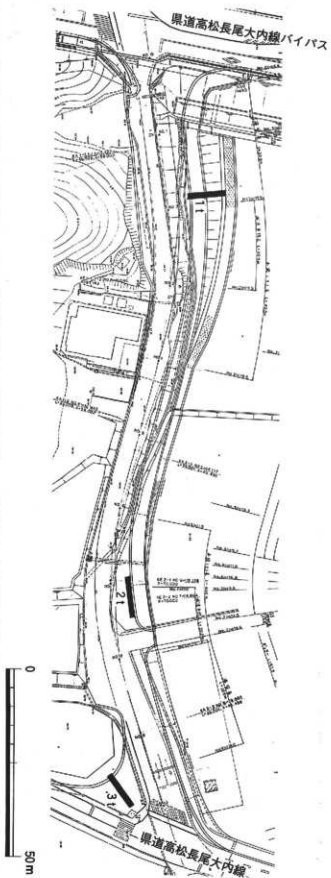
写真35 1トレンチ全景



写真36 2トレンチ調査風景



写真37 3トレンチ全景



5 小裴前田東線

(位置と経緯)

県道小裴前田東線の道路改良事業に伴う今年度の試掘対象地は、平成7年度に香川県埋蔵文化財調査センターが調査を実施した「砂入遺跡」の東方約40mの地点で、県道高松長尾大内線と県道三木国分寺線に挟まれた延長約180mの区間である。今回の調査は砂入遺跡の東辺部の状況を確認する事を主目的とした調査であった。

(調査結果及びまとめ)

北より4本のトレンチを設定した。1・2トレンチからは希薄な遺物包含層を確認したが、遺構は検出できなかった。3トレンチは淡褐色の洪水砂からなる大型の自然河川を検出した。この河川は出土遺物もなく規模・時期等不明な点が多いが、周囲の地形・堆積状況等より、平成7年度の砂入遺跡の調査で確認した平安時代後期以降のS R01に繋がる可能性が高い。

以上の結果より、当該地は砂入遺跡の集落域の外縁に所在する湿地状の低地にあたり、集落域は対象地より西側に展開するものと考えられる。そのため対象地の文化財保護法に基づく保護措置は不要と考えられる。



第21図 調査位置図（「高松南部」）

| 番号 | 規模 (m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|----|--------|------|---------|--|
| 1 | 15×1.5 | 包含層 | 弥生土器片少量 | 地表下1mで層厚0.3mの希薄な包含層、1.5m下で暗灰色粗砂 |
| 2 | 15×1.5 | 包含層 | 弥生土器片少量 | 地表下約0.7mで層厚0.2mの希薄な包含層、1.4m下で暗灰色粗砂 |
| 3 | 10×1.5 | 自然河川 | なし | 地表下1.6mまで淡褐色の洪水砂、洪水砂より下層は青灰色の砂。湧水かなり激しい。 |
| 4 | 10×1.5 | 自然河川 | なし | 地表下2.0mまで褐色・灰色の砂・シルト層。湧水かなり激しい。 |

第12表 トレンチ概要



写真38 2トレンチ全景

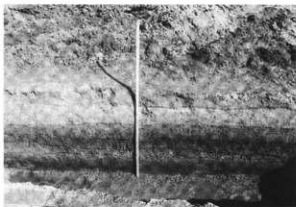
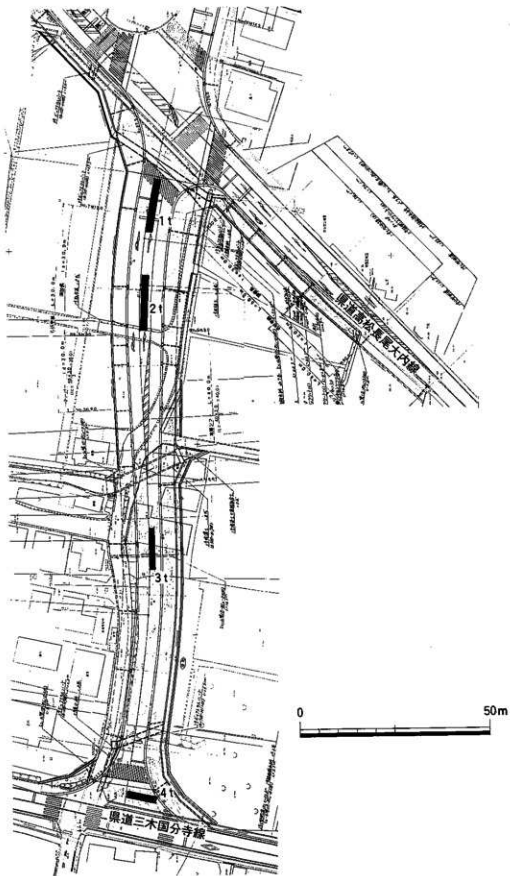


写真39 2トレンチ土層断面



第22図 トレンチ配置図

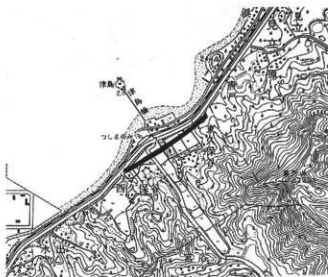
6 丸亀詫間豊浜線

(経緯と位置)

調査対象地は三豊郡三野町大字大見字東久保谷～西久保谷に位置する。同路線については、事業主体である観音寺土木事務所と平成6年度から適宜協議を実施し、平成7年度には事業実施前に遺跡の有無確認が必要な範囲を示している。その後、用地買収等の事前整備が整わなかったが、今年度に入って観音寺土木事務所から部分的に用地買収が進んだ旨連絡を受けた県教委では、試掘調査が実施可能かどうかの分布調査を実施した。その結果、当該地域は既に農業基盤整備事業が実施されており傾斜地であるものの重機等の調査に必要な器材の搬入が比較的容易であること、買収済範囲が部分的ではあるが比較的まとまっていることから遺跡が確認された場合の範囲の確定が可能であるとの見込みを得ることができた。

以上の所見に基づき再度観音寺土木事務所と協議を実施した結果、実働3日間の日程で試掘調査を実施することで合意に達した。

調査は、前半雨天のため、調査は遅れぎみであったが、後半は晴天に恵まれ、概ね順調に調査を実施することができた。



第23図 調査位置図(「仁尾」)



写真40 調査地近景

(調査の結果及びまとめ)

調査地は天霧山塊と貴峰山に端を発する谷地形が海に向けて広がる緩斜面地で、現在では昭和58年に実施された農業基盤整備事業により平坦地化が進んでいるものの、それ以前は細長く狭い田が幾重にも棚状に広がる景観を呈していた。前述の基盤整備事業に伴い谷西半部を中心に多量の土器片が出土したことから、調査地を含めて「西久保谷遺跡」として遺跡台帳に登録されているが、当時の記録は皆無でその実態は不明な点が多い。

調査は第24図のとおり10箇所にてトレンチを設定して実施した。各トレンチの概要は第13表のとおりで調査面積は合計で約180㎡である。谷東半部で設定した1～4トレンチでは、基盤整備事業による影響が大きく遺跡の確認には至らなかった。谷中央部で設定した5・6トレンチでは基盤整備事業による影響が少なく安定した土層の堆積がみられたものの、希薄な遺物包含層(中世頃か)を検出したのみで明確な遺跡の存在を示す資料は得られなかった。一方谷西半部で設定した7～10トレンチでは基盤整備事業による影響を免れた範囲において遺構・遺物が残存することが判明した。出土遺物は第25図のとおりで、遺構は概ね古代後半～中世前半期のものが主体であるが、僅かに弥生時代後期の遺物も出土しており、当該期の遺構が広がる可能性も考えられた。特に中世期の集落跡については谷前面の海上に浮かぶ津島神社との関連を探るうえでも興味深い

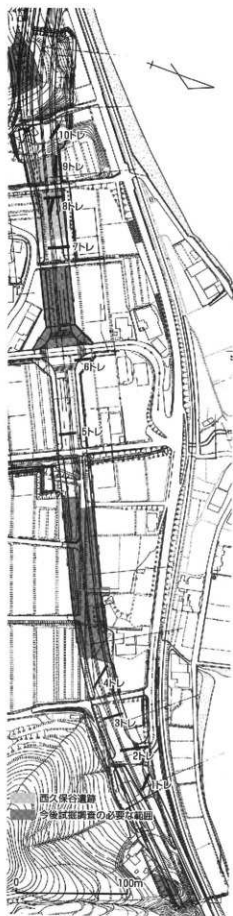
確認である。

以上の結果から、谷地形全体では、基盤整備事業の影響を考慮しても遺跡地図に示されるとおり集落跡は谷西半部一帯で想定すべきであろうが、試掘調査と同時に実施した地元での聞き取り調査によると「基盤整備事業前には谷東側にも中世期の無数の塚が所在していた」との情報も得ており、今回の試掘調査のみで事業予定地全体の遺跡の有無の判断は不可能と判断された。したがって、今回の調査に伴う埋蔵文化財の取り扱いについては、遺構・遺物が出土した8・9トレンチを中心とした範囲では「西久保谷遺跡（にしくぼだにいせき）」が残存しているものと判断し文化財保護法に基づく事前の保護措置が必要と判断された。また、その一方で用地買収の進捗をまって再度試掘調査が必要な範囲も示している。

今回の調査では、農業基盤整備事業により大規模な地形変化が進んだ地域における試掘調査の難しさを痛感させられることとなった。今後、地形変化前の状況を知りうる資料の蓄積に努めるとともに、ほ場整備事業等の大きく地形及び景観の改変を迫る事業に対する埋蔵文化財の事前の保護措置を適切に図ることが今後の課題であろう。



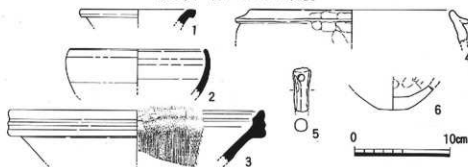
写真41 8トレンチ遺構検出状況



第24図 トレンチ配置図

| 番号 | 規模(m) | 遺構 | 遺物 | 特記事項 |
|----|----------|-----------------------|-------------------------|---|
| 1 | 1.2×14.5 | なし | 土器細片 | 現地地表下約70cmで乳灰色シルト層が検出され、地山層と想定される。 |
| 2 | 1.2×18.3 | なし | 土器細片 | 基盤整備事業に伴う攪乱下は、安定した堆積が残存するが、遺構・遺物とも検出されず。 |
| 3 | 1.2×13.5 | なし | なし | 耕作土直下で地山層を検出。削平を被っている。 |
| 4 | 1.2×14.5 | なし | なし | 3トレンチとは逆に、2m程盛土されており、地山層まで到達しなかった。 |
| 5 | 1.2×14.5 | 旧水路 | 近代以降の土器片 | 現地地表下70cm程下から旧水路を検出している。基盤整備以前に機能していたものであろう。 |
| 6 | 1.2×12.5 | なし | 中世土器片 | 現地地表下約50cmで厚さ20cm程度の遺物包含層を検出した。中世前半の遺物が出土しているが、明確な遺構は所在しない。 |
| 7 | 1.2×13.2 | なし | なし | 現地地表下約65cmで地山層に至るが、同層まで基盤整備事業による攪乱が及んでいる。 |
| 8 | 1.2×14.8 | 柱穴跡 溝 土坑状 遺構 | 中世土器片 | 基盤整備による攪乱を免れて中世前半期の遺構・遺物が所在する。トレンチ北側では現地地表下約1.3mに所在するが、南側では約90cm下と上昇し、旧地形を反映しているものと思われる。 |
| 9 | 1.2×15.5 | 溝 柱穴跡 土坑 | 古代～中世土器片 土錘 弥生土器片 | 遺構面は現地地表下55cm程度下に所在し、上層の遺物包含層はある程度削平を被るものの遺物は密に含む。遺構は大半が古代～中世前半期のものであるが、弥生土器片も少量出土していることから、当該期の遺構が含まれる可能性がある。 |
| 10 | 1.2×11.5 | 旧流路 | 弥生土器 細片 | 現地地表下1.7mで土器細片を少量含む流路(幅1.5m、深さ0.7m程度)を検出したが、まとまった遺物は出土しない。 |

第13表 各トレンチの概要



第25図 出土遺物実測図(1～6…9トレンチ出土遺物)



写真42 9トレンチ遺構検出状況



写真43 9トレンチ埋戻し状況

7 岡田丸亀線

(経緯と位置)

調査対象地は綾歌郡飯山町東小川字川井で、丸亀平野における中樞河川である土器川中流域の東岸部に位置する。事業主体である坂出土木事務所とは、事業予定地が土器川の氾濫原であるとの想定から、これまで埋蔵文化財の取り扱いについての調整を進めていなかった。しかしながら、昨年度飯山町教育委員会で開催された農業基盤整備事業に伴う試掘調査の結果、事業予定地に隣接した範囲でも遺跡が確認されたことから、改めて坂出土木事務所と協議を実施し、事前の試掘調査を実施することで合意に達したものである。



第26図 調査位置図(「丸亀」)

| 番号 | 規模(m) | 遺構 | 遺物 | 特記事項 |
|----|----------|------------|----------------|---|
| 1 | 1.3×12.0 | 旧流路 | 弥生土器片 | 現地表下約1.3mで弥生土器片を比較的多量に含む流路を検出した。木片が多量に混じるが、加工痕を残すものは確認されていない。 |
| 2 | 1.0×4.5 | 落ち込み | 中世土器片 少量 | 現地表下50cm程度で土器片を僅かに含む落ち込みを検出している。 |
| 3 | 1.2×11.3 | なし | なし | 現地表下50cmで灰色砂礫層に至る。土器川の氾濫によりもたらされたものであろう。 |
| 4 | 1.2×19.0 | 溝1条 | 中世土器片 少量 | 現地表下約45cmに中世土器片を少量含む包含層が存在する。遺構は同層上から掘り込まれており近世以後のものである。さらに下層で灰色砂礫層に至る。 |
| 5 | 1.2×13.5 | なし | 中世土器片 少量 | 4トレンチと同じ。 |
| 6 | 1.4×14.5 | 柱穴跡 土坑等 | 近世土器片 近代土器片 | 現地表下55cm程度に18世紀～明治期に至る遺構・遺物が検出されているが、小規模な屋敷地である可能性が高い。 |

第14表 各トレンチの概要



写真44 調査地近景



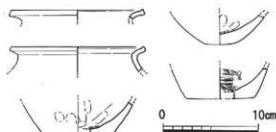
写真45 1トレンチ全景

(調査の結果及びまとめ)

調査対象地は、土器川と並行する南北道路で、バイパス部分に設定した南部（1～3トレンチ）及び現道拡幅部に設定した北部（5～6）に分かれる。各トレンチの概要は第14表のとおりで調査面積は約100㎡である。調査の結果、2～6トレンチでは中世末～近世・近代に至る遺構・遺物を検出している。

中世末・近世の遺構・遺物は希薄で、今回の調査結果から遺跡として把握することはできないが、土器川の氾濫によりもたらされた灰色砂礫層上に中世末以降の生活痕跡がみられることは、近辺に当該期の集落跡が所在することを示唆するもので、現地形観察だけからの想定だけによる安易な遺跡の有無についての判断は今後避けるべき

であろう。一方、最北端で設定した1トレンチでは、現地表下約1.2m以上から弥生時代後期の流路跡が検出されている。出土遺物は第27図のとおりで概ね後期後半段階のものが主体であるが、遺物・木片が比較的多く含まれるものの確実な集落跡の検出には至っていない。したがって、第28図のとおり示した範囲では、再度遺跡の確認調査を実施したうえで文化財保護法に基づく適切な保護措置を図る必要がある。



第27図 1トレンチ出土遺物



写真46 5トレンチ全景



写真47 6トレンチ全景



第28図 トレンチ配置図

第4章 国・県事業予定地内の調査

(1) はじめに

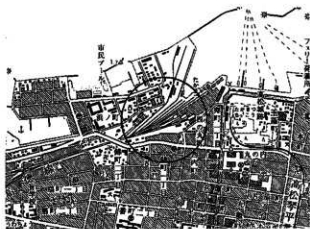
今年度の国道・県道以外の国・県事業については、昨年度に引き続き国事業（国立普通寺院看護学校等新設）に伴う試掘調査を実施したほか、従来の県事業においては河川関係で坂出市の大東川、大内町の古川の改修事業、昨年度以前からの継続事業として、サンポート高松整備事業、新規事業として県立坂出高校第2体育館建設事業に伴う調査を実施している。

(2) 調査結果の概要

1 サンポート高松総合整備

(経緯と位置)

調査対象地は高松市西の丸町から浜ノ町にかけて位置する。昨年度までは高松港頭地区開発事業として平成7年度から随時近世城郭である「高松城跡」関連の遺跡を対象に、その取り扱いについて適切な保護措置を図ってきた。ただ、これまで同事業が県・高松市を中心に実施されてきた事業であるにもかかわらず、適正な保護措置を図る文化財保護部局側である県教委・高松市教委での役割分担が明確化していなかった。今年度に入って、土地区画整理・地下駐車場建設及び(株)J R四国高松駅移転等の事業のなかをすなわち大規模計画が次年度以降大きく動き出す旨の連絡



第29図 調査位置図「高松北部」

を受けた県教委では、早急に高松市教育委員会と協議を実施し、事前の遺跡の有無を確認する試掘調査については県教委で実施することで合意に達した。この合意を受け、県教委では早急に分布調査及び高松城関連の城下図等の文献調査を実施し、これまで同事業に伴う試掘調査は部分的であったため、西の丸町から浜ノ町一帯の広範囲にトレンチを設定し調査を実施することで事業主体である県サンポート高松推進局と合意に達した。

(調査の結果及びまとめ)

調査は、サンポート高松総合整備事業全体を対象に実施し、第31図のとおり19箇所及び6トレンチを設定している。各トレンチの概要は第15表のとおりで、調査面積は合計で約400㎡に及ぶ。調査は概ね高松城跡西の丸の江戸時代後半期における北限（海との境界）を確認するために設定した1～7トレンチと、西の丸内での残存する遺構面（整地面）を確認するために設定した8・9トレンチ及び城跡関連及びそれ以前の遺跡の有無確認のために設定した10～19トレンチに大別できる。

まず、西の丸の北限については、江戸初期の生駒期における境界は昨年度の試掘調査の結果から高松駅前東西道路下に埋没している可能性が高いことが判明しているが、江戸時代後期の境界については絵図等の記載から北方に向けて拡張されてきたことは確実であるものの、明確な境界線を引き出せてはいなかった。今回設定したトレンチでは5～7トレンチでJ R線路敷きのバラス層直下から19世紀～近代に至る礎石・柱穴跡・土坑等が検出されており、逆に3トレンチでは遺構面が所在せず埋め立て砂土であることからこの両者の間で西の丸の北限を想定できる。ま

た、線路よりも南側で設定した7トレンチでも遺構面の途切れを確認しており、この両者を結びラインは城下図等に示される境界線とはほぼ一致することから第31図のとおりラインで北限が設定できる可能性が高い。ただ、今回検出したのは、あくまで「遺構面の途切れ」であり古絵図等に示される石垣等の明確な境界線は検出されていない。西の丸の北への拡張は随時行われたものなのか、ある時期に一気に進められたものなのかは絵図等からの判断は困難で、今回の調査でもそれを決定し得るだけの資料は得られなかった。6トレンチで検出された石列状の遺構についても、検出範囲のみで途切れていることから決定的な根拠にはなり得ない。

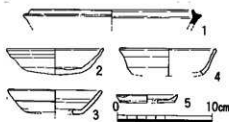
今後、今回設定したライン以南での詳細な調査が実施されることによって、より詳細な実態が判明することが期待される。なお、遺構面（整地面）数については、昨年度の試掘調査結果を考慮するとJR線路内は1面、それより以南から高松駅前の東西道路までは2面所在すると想定される。

8～9トレンチでは、生駒期から城内と推定される地点で、ともに東側に接する道路が高松城中堀に比定されている。両トレンチともに道路に接する形で調査を実施したが、中堀を囲む石垣等の明確な遺構は検出されなかった。ただ、9トレンチでは道路に接する範囲で黄褐色と暗灰褐色の硬質な砂質土の互層が認められ、その他の状況とは異なった堆積を示す。これについては、中堀を囲む石垣裏の版築盛土との想定がなされるが確定するのは困難である。また9トレンチでは、最終の地山面が黄褐色シルト質土で高松城跡築城以前から安定した地形であったとの想定がなされる。また、摩滅が著しいものの9トレンチでは第31図のとおり7世紀代の遺物が出土しており、東の丸では弥生土器片が出土しているという情報も考慮すると、今回得られた資料は高松城築城以前の状況を知る貴重な資料である。なお、遺構（整地）面については8トレンチで平成8年度本調査区と同様の4面、9トレンチで3面の所在が確認されている。

一方、西の丸以西で設定した10～12トレンチのうち、11・12トレンチでは19世紀以降の遺構面、18世紀を中心とする整地面及びその下層で12世紀代と推定される遺構面を検出した。最下層で検出された遺構は柱穴跡で、湧水の激しい砂層がベースのため柱材が残存するなど、保存状態は極めて良好であった。出土遺物は第31図のとおりである。検出された遺構面のレベルは、平成8年度西の丸調査区と概ね一致するが、西の丸調査区で言う第2整地面については確認されていない。10トレンチでは明確な遺構は検出されなかったものの18世紀代の遺物が良好に出土しており、本来当該期の遺構が所在する高さの1～1.3m下で遺物包含層が水平堆積することから、城下絵図等と比較検討した結果、舟入り等の人工的な堀内の堆積物である可能性が考えられる。以上のことから、10トレンチでは1面、11～12トレンチの範囲では概ね3面の遺構（整地）面のカウントが必要であろう。

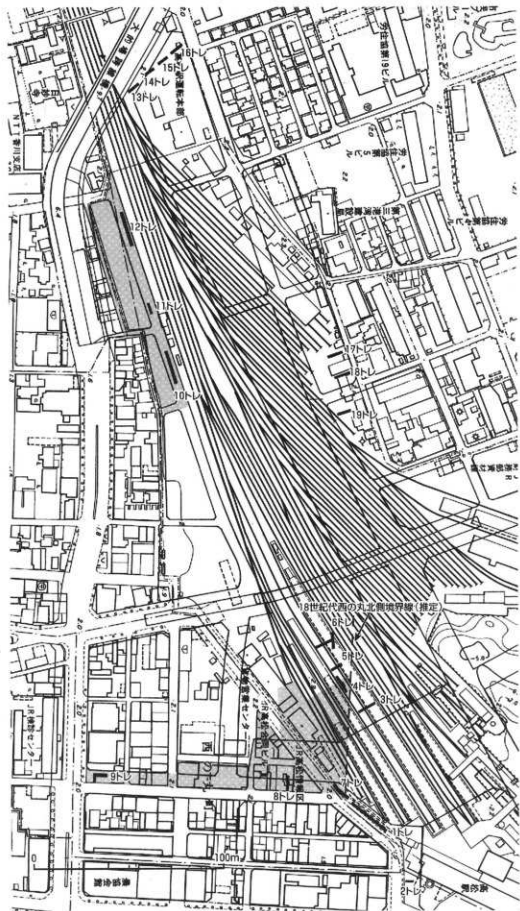
最後に、JR線路よりも北側一帯で設定した13～19トレンチについては、いずれも19世紀代以降の遺構面が所在するレベルで埋め立て砂土か現代の攪乱層が認められ、遺構・遺物とも全く検出されなかった。近代以降に埋め立てられた範囲であるとの想定が可能である。

以上の結果に基づき、今後標記事業に基づき事前の発掘調査が必要な範囲は第31図のとおりである。



第30図 出土遺物実測図

(1…9トレンチ出土、2～5…12トレンチ出土)



第31図 トレンチ配置図 事前の発掘調査の必要な範囲

| 調査区 | 規模 (m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|-----|-----------|---------------------|----------------------|---|
| 1 | 1.2×22.5 | 柱穴跡1 | 近世土器片 瓦片 | 現代の攪乱を免れて一部で近代期の遺構面が在るが、その下層は埋立て砂土。 |
| 2 | 1.2×5.7 | なし | なし | 近現代の攪乱層が厚く堆積しており、その直下で埋立て砂土層が堆積。 |
| 3 | 1.2×12.5 | なし | なし | 現地表（鉄道敷きバラス層）下約20cmで埋立て砂土に至る。 |
| 4 | 1.2×9.5 | 礎石 | 近世土器片 瓦片 | トレンチ中央で直径約1.4m程の礎石を検出している。19世紀代のものであろうと推定される。 |
| 5 | 1.2×11.2 | 柱穴跡 廃棄土坑 溝状遺構 | 近世土器片 瓦片 | 現地表下約20～30cmで砂層をベースにした遺構面が所在する。遺物から19世紀～近代に及ぶものと推定される。 |
| 6 | 2.0×15.2 | 柱穴跡 石列遺構 | 近世土器片 瓦片 | 石列遺構は加工した1辺約1.5m程度の石を人為的に直線に並べている。貝殻が付着したものもあることから、海との境界を示す遺構の可能性も考えられたが、延長8m程度で途切れることからその性格は不明である。 |
| 7 | 1.2×14.0 | 土坑 | 近世土器片 瓦片 | トレンチの西側から3m程で18世紀代の整地表面が途切れ、埋立て砂土に変換する地点を検出したが、石垣等の明確な海との境界を示す遺構は確認されなかった。 |
| 8 | 1.2×11.5 | 石列遺構 土坑 柱穴跡 | 近世土器片 | トレンチ西側で調査された地点同様に生駒期から幕末期に至る複数の遺構面（整地面）及び遺構・遺物が検出されている。 |
| 9 | 1.2×18.5 | 柱穴跡 土坑 | 近世土器片 瓦片 | 最下層遺構面は、黄褐色シルト層をベースとし、近辺の灰色砂層ベースとは異なる。同層直上から摩滅は著しいが7世紀代の須恵器が出土しており、旧地形を考えるうえで興味深い。なお、トレンチ東端では、版築土に似た、たたき締められた層が検出され東側道路下に想定される堀を囲む石垣もしくは土堤の裏側版築土の可能性が考えられる。 |
| 10 | 1.2×10.5 | なし | 近世土器片 瓦片 | 海拔30～70cmにかけて18世紀代の遺物包含層が堆積している。堆積状況及びそのレベルから人工的な堀等の施設内の堆積層との想定がなされる。 |
| 11 | 1.2×4.8 | 柱穴跡 土坑 | 近世土器片 瓦片 中世土器片 | 19世紀、18世紀、12～13世紀代の3面の遺構面を検出している。生駒期の明確な遺構は検出できなかったが、所在するとすれば12～13世紀代の遺構面と同一面であろう。 |
| 12 | 1.2×13.5 | 柱穴跡 石敷遺構 土坑 | 近世土器片 瓦片 中世土器片 | 11トレンチに同じ。 |

第15表 各トレンチの概要(1)

| 調査区 | 規模 (m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|-----|-----------|----|----|--------------------------------|
| 13 | 1.2×6.7 | なし | なし | 表土下から埋立て砂土に至る。 |
| 14 | 1.2×5.5 | なし | なし | 13トレンチに同じ。 |
| 15 | 1.2×4.5 | なし | なし | 表土下で近現代の攪乱土が約1m程堆積し、埋立て砂土に至る。 |
| 16 | 1.2×5.7 | なし | なし | 15トレンチに同じ。 |
| 17 | 1.2×12.7 | なし | なし | 現地表下約1.6mまで近現代の攪乱層である。以下埋立て砂土。 |
| 18 | 1.2×10.3 | なし | なし | 15トレンチに同じ。 |
| 19 | 1.2×7.5 | なし | なし | 15・16トレンチに同じ。 |

第15表 各トレンチの概要(2)



写真48 1トレンチ全景



写真49 4トレンチ礎石検出状況



写真50 5トレンチ遺構検出状況



写真51 6トレンチ石列検出状況



写真52 7トレンチ 整地面の途切れ検出状況

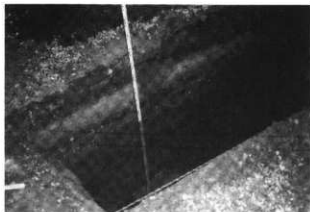


写真53 8トレンチ 土層堆積状況



写真54 9トレンチ全景



写真55 9トレンチ 第1整地面遺構検出状況

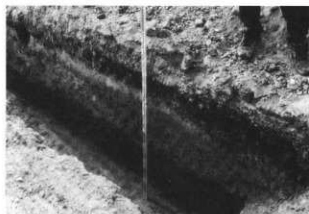


写真56 10トレンチ断面



写真57 12トレンチ最下層遺構検出状況

2 大東川改修

(経緯と位置)

調査対象地は綾歌郡飯山町東坂元字三ノ池に位置する。同事業についてはこれまで下流域から随時工事が行われ、約1km下流では川津一ノ又遺跡の調査が実施されている。その結果、現在も蛇行して流れる大東川は、一部で弥生～中世期の集落跡を削り込んで流れている範囲も多いことが確認された。

以上の所見に基づいて今回対象地についても分布調査を実施した結果、調査地は同川が形成した最低位段丘上に位置するものの同川の氾濫原との速断はできない状況であった。また事業範囲も広範囲に及ぶことから事業主体である坂出土木事務所と協議を実施した結果、事前の試掘調査を実施することで合意に達した。

(調査の結果及びまとめ)

調査地は前述したとおり大足川が形成した低位段丘で、現河面との比高差は約4mを測る。この段丘のさらに上では弥生～中世に至る「川津川西遺跡」が所在するが今回調査予定地の低位面では現在までのところ遺跡は確認されていない。調査は概ね段丘の傾斜に直交して4本のトレンチを設定し実施している。各トレンチの概要は第16表に示すとおりである。結果的に3～4トレンチにおいて遺構は検出されなかったが中世期の土器片を僅かに含む包含層の安定した堆積がみられ、集落域には含まれないものの、当該期においてある程度安定した土地利用がなされていたとの想定ができる。おそらくは、川津川西遺跡等の一段高い段丘上を生活域とする集落と関連をもつ田畑等の生産域であった可能性が高い。ただ、中世期の遺物包含層が比較的深く埋没しているのは、言い伝えにも残るように近世以降の洪水等による堆積が大きかったことが考えられよう。

以上の結果から第33図に示すとおり今回の協議範囲全体について、文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断される。ただ、南側の上流域における事業実施予定地については、段丘面が高くなり遺跡が広がる可能性が考えられることから、今後も確認調査を実施する必要がある。



第32図 調査位置図(「丸亀」)



写真58 調査地近景

の安定した堆積がみられ、集落域には含まれないものの、当該期においてある程度安定した土地利用がなされていたとの想定ができる。おそらくは、川津川西遺跡等の一段高い段丘上を生活域とする集落と関連をもつ田畑等の生産域であった可能性が高い。ただ、中世期の遺物包含層が比較的深く埋没しているのは、言い伝えにも残るように近世以降の洪水等による堆積が大きかったことが考えられよう。

以上の結果から第33図に示すとおり今回の協議範囲全体について、文化財保護法に基づく事前の保護措置は不要と判断される。ただ、南側の上流域における事業実施予定地については、段丘面が高くなり遺跡が広がる可能性が考えられることから、今後も確認調査を実施する必要がある。

| 番号 | 規模(m) | 遺構 | 遺物 | 特記事項 |
|----|----------|----|---------|---|
| 1 | 1.4×23.8 | なし | 土器細片 | 旧耕作土から40cm下までは近年の盛土。現地表下約1.1mで地山層(黄褐色シルト)に至る。地山直上の薄い遺物包含層は中世期のものか。 |
| 2 | 1.4×17.6 | なし | 土器細片 | 1トレンチとほぼ同様の堆積状況を示す。 |
| 3 | 1.4×10.4 | なし | 中世土器片少量 | 耕作土は除去されていたが、床土層直下で中世土器細片を含む希薄な灰褐色シルト層を検出した。遺構は検出されず。 |
| 4 | 1.4×9.4 | なし | 中世土器片少量 | 床土層直下の黄褐色シルト層を挟んで中世土器片を少量含む包含層を検出している。遺構は検出されなかったが、3トレンチよりも包含層は厚く、地山層も安定している。 |

第16表 各トレンチの概要



第33図 トレンチ配置図 (S=1/1,000)



写真59 2トレンチ断面



写真60 4トレンチ断面

3 国立善通寺病院

(位置と経緯)

平成10年度の国立善通寺病院の試掘調査は、現在建設中の看護学校の付帯施設建設に伴う試掘調査と次年度以降に建設を予定しているエイズ検査棟建設に伴う試掘調査である。

看護学校付帯施設建設に伴う試掘調査は ①東・西2地点の駐車場 ②植栽区域 ③駐輪場等の工事予定区域に対して試掘調査を実施した。これらの工事のうち ①②は、掘削深度が浅く工事内容は軽度である。③の予定地は以前建物が存在していた個所であり、建物の構造より既に遺跡は破壊されているものと考えられるが、一部その範囲が不明瞭である。これらの状況を基に ①②の工事については、遺構面までの深さを確認し、遺跡に影響のないように掘削深度の設計を変更する。

③の工事については既存の建物範囲を確認し、遺跡に影響のないように工事範囲を変更する等の設計変更を前提とし、保存協議に必要な資料を得る目的で試掘調査を実施した。なお、エイズ検査棟建設に伴う試掘調査対象地は、平成5年度に香川県教育委員会が看護学校教室棟の増設にあたり発掘調査を実施し、多数の弥生時代中～後期の竪穴住居跡を検出した地区に隣接し、先の調査同様に集落の中心部に当たる事が推定できる地区である。

(調査結果及びまとめ)

看護学校建設に伴い11個所のトレンチ(1～11トレンチ)、エイズ検査棟建設に伴い2個所の試掘トレンチ(12・13トレンチ)を設定した。1・2・4トレンチは東駐車場を対象にした試掘トレンチである。1トレンチは地表下0.8mで包含層、2トレンチは地表下0.4mで竪穴住居跡、4トレンチは地表下0.5mで柱穴を確認した。そのため第36図の範囲で保護措置が必要になり、工事に際しては遺跡に影響が出ない範囲で掘削深度の変更が必要になる。3トレンチは植栽地区を対象にした試掘トレンチである。当該地は調査状況より平成9年度に香川県埋蔵文化財調査センターにより調査が完了した地域にあたるものと考えられる。5～10トレンチは西駐車場を対象にした試掘トレンチである。5トレンチを除く全てのトレンチより包含層ないしは遺構を検出している。そのため同地点は第36図の範囲で保護措置は必要になり、工事に際しては遺構に影響が出ない範囲で掘削深度の変更が必要になる。11トレンチは駐輪場を対象にした試掘トレンチである。トレンチ西端部より東へ5mの地点から建物取壊しに伴う埋戻し土の堆積が約2m程度確認できた。そのため、駐輪場の建設範囲は同地点より東の範囲で実施する必要がある。

エイズ検査棟建設に伴う12・13トレンチは、12トレンチ北半部が建物撤去に伴い深さ2m以上の廃棄坑が認められ既に遺跡は破壊されている他は、かなり良好な状態で遺跡は残存している。両トレンチとも地表下約0.4mで厚層0.3～0.7mの弥生土器と須恵器を含む包含層を確認した。遺構面はその包含層を挟んで上下2面確認し、下位の遺構面からは比較的大型のピットを数基確認した。また、12トレンチの南端部の包含層中には焼土塊の小ブロックが集中して確認できる個所があり、竪穴住居跡に関連する可能性が指摘できる。以上の調査結果より同地点は看護学校教室棟から広がる弥生時代中～後期の集落範囲に含まれるものと考えられ、文化財保護法に基づく保護措置は必要になる。



第34図 調査位置図(「善通寺」)

| 番号 | 規模 (m) | 遺構 | 遺物 | 所見 |
|----|-----------|------------|-----------------|---|
| 1 | 3×1.5 | なし | 土器片少量 | 地表下0.8mで弥生土器細片を含む0.1mの包含層。トレンチ西半部の包含層下には旧流路の肩部と考えられる下がりあり。 |
| 2 | 5×1.5 | 竪穴住居跡 1 | 土器片 | 地表下0.4mで弥生土器細片を含む0.1mの包含層。トレンチ西端部の包含層下の遺構面からは方形の竪穴住居跡を確認。 |
| 3 | 3×1.5 | なし | なし | 地表下2mまで掘削したが埋め戻し土のみ、埋文センターの調査区域内と判断。 |
| 4 | 4×1.5 | 柱穴1 | なし | 地表下0.5mで黄褐色シルトの遺構面。トレンチ南壁面で0.2×0.3mの柱穴確認。 |
| 5 | 1.5×1.5 | なし | 土器片少量 | 地表下0.8mで灰色砂礫層上面。 |
| 6 | 2×1.5 | なし | 土器片少量 | 地表下0.7mで包含層上面。 |
| 7 | 3×1.5 | なし | 土器片少量 | 地表下0.7mで土器細片を含む0.2m包含層。包含層下は黄褐色シルトの遺構面。 |
| 8 | 3×1.5 | なし | 土器片少量 | 地表下0.5mで土器細片を含む0.2m包含層。包含層下は黄褐色シルトの遺構面。 |
| 9 | 13×1.5 | 溝1 | なし | 地表下0.5mで小礫混黄褐色シルトの遺構面。トレンチ西壁面で0.2×0.1mの溝確認。 |
| 10 | 12×1.5 | なし | 弥生土器細片多量 | 地表下0.5mで弥生土器細片を多量に含む包含層上面を確認。 |
| 11 | 4×1.5 | なし | なし | トレンチ西端部より5mの地点で、既存の建物との境界を確認。 |
| 12 | 9×1.5 | ピット1 | 弥生土器・須恵器片 | トレンチ北端より南へ6mの区間は建物撤去に伴い既に破壊。南端部は、地表下0.3mで約0.3mの弥生土器・須恵器を含む包含層を確認。遺構面は包含層を挟んで上下2面確認。 |
| 13 | 5×1.5 | ピット6 | 弥生土器・土師器・須恵器片多量 | 地表下0.4mで弥生土器・須恵器を含む0.7mの包含層。遺構面は包含層を挟んで上下2面、下位の遺構面からは大型のピット確認。 |

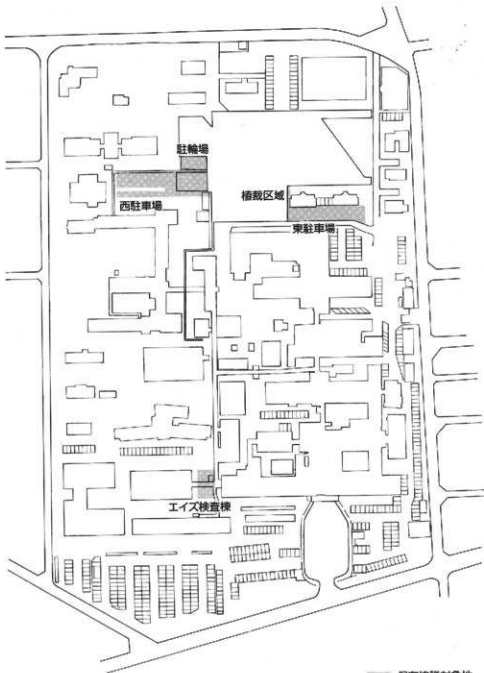
第17表 各トレンチの概要



写真61 2トレンチ全景



写真62 8トレンチ全景 (包含層上面)



保存協議対象地



第35図 国立善通寺病院調査対象地